

ID: 3070

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

処分の概要	指定居宅介護支援事業者に対する勧告に係る措置の命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第83条の2第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第83条の2第3項の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第83条の2</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	平成 30 年 6 月 15 日